医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項に関する申合せ（平成23年5月17日学長裁定）の全部を改正する。

（令和5年8月1日学長裁定）

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項に関する申合せ

（趣旨）

第1　この申合せは，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項（平成23年1月20日学長裁定。以下「要項」という。）第11の規定に基づき，運用上の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（申請要件）

第2　要項第2における「特別な理由」とは，次の場合をいう。

(1)　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度による授業料免除の支援区分が第Ⅰ区分の場合

(2)　前号以外の学生において，授業料免除の選考細則（平成16年4月1日教務・厚生委員会決定。以下「選考細則」という。）の授業料免除申請等に係る家計評価額の計算方法（この場合において，選考細則別表第1中「大学院」とあるのは，「学部」と読み替えるものとする。）による総所得金額が，「全額免除に係る収入基準表」の収入基準額以下の場合

2　前項各号のいずれかに該当したうえで，次のいずれかに該当する学生を貸与対象者とする。

(1)　日本学生支援機構の第二種奨学金の最高額の貸与を受けており，かつ，経済的理由により修学が困難な者。

(2)　前号の奨学金の申請が不採用となった者のうち，独立生計者であると認められ，かつ，経済的理由により修学が困難な者。

3　独立生計者とは，次の各号のいずれにも当てはまる者をいう。

(1)　所得税上及び社会保険上の扶養を受けていないこと。

(2)　生活に係る費用の援助を受けていないこと。

（貸与開始時期）

第3　貸与開始月は申請月とする。ただし，当該年度6月末までの申請に限り，申請に必要な書類の提出が自治体発行時期の都合により遅れた場合，貸与開始月を当該年度4月からとすることができる。

（決定の通知）

第4　学長は，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金（以下，「医学科奨学資金」という。）の貸与を決定したときは，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与決定通知書（別紙様式第1）（以下，「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（誓約書の提出）

第5　医学科奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下，「被貸与者」という。）は，決定通知書の交付を受けた日から14日以内に，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与に関する誓約書（別紙様式第2）及び旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金口座振込依頼書（別紙様式第3）を学長に提出しなければならない。

（返還，借用証書及び返還明細書の提出）

第6　要項第9の規定に基づき，被貸与者が，本学の医学部医学科に在籍しなくなった場合は，その事実が生じた日から14日以内に旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金借用証書（別紙様式第4）及び旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還明細書（別紙様式第5）（以下，「返還明細書」という。）を学長に提出しなければならない。

2　被貸与者は，返還方法を変更する場合は，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還方法変更申請書（別紙様式第6）を学長に提出しなければならない。

（返還の免除及び猶予）

第7　要項第10第1項における「本学の初期臨床研修医として在職」とは，旭川医科大学病院（以下，「本院」という）の医師臨床研修プログラム（小児科専門プログラム及び産婦人科・周産期専門プログラム並びに協力型臨床研修病院での長期研修（たすき掛け研修）を含む。以下同じ。）を選択したうえで，本学に初期臨床研修医として在職したことをいう。

2　要項第10第1項における「本学における初期臨床研修修了後に引き続き本学に常時勤務する職員若しくは医員として在職した場合」とは次に定める初期臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修をいう。）を修了した日の属する月の翌月から引き続き本学に常時勤務する職員若しくは医員として在職した場合をいう。

(1)　本院の医師臨床研修プログラムによる初期臨床研修。

(2)　本学の各講座・診療科等（以下，「講座等」という）が指定する本院以外の医療機関での初期臨床研修。ただし，当該研修を修了した月の翌月から引き続き本学で常時勤務する職員若しくは医員として在職することを，本人及び研修先を指定した講座等の長が確約した場合に限る。

3　前項各号における研修期間中は返還を猶予することができる。

4　次の各号のいずれかに該当する場合，返還の免除を認めない。

(1)　第2項各号に定める研修修了後に，本学以外での勤務を経てから本学に常時勤務する職員又は医員として在職した場合。

(2)　第2項各号に定める研修以外を修了し，本学に常時勤務する職員若しくは医員として在職した場合。

（在職月数の計算）

第8　要項第10第1項に規定する，免除する月数を計算する場合において，次の各号のいずれかに掲げる期間があるときは，当該期間初日の属する月の翌月（当該期間の初日が月の初日であるときは，当該月）から当該期間の末日の属する月の前月（当該期間の末日が月の末日であるときは，当該月）までの月数を免除する月数から除算する。

(1)　国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号。以下「就業規則」という。）第13条第1項，国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則（平成16年旭医大達第170号。以下「非常勤就業規則」という。）第11条第1項及び国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号。以下「非常勤（短時間勤務職員）就業規則」という。）第11条第1項に規定する休職の期間。ただし，業務上の負傷又は疾病（通勤災害によるものを含む。）による休職の期間を除く。

(2)　就業規則第37条第1項第3号，非常勤就業規則第87条第3号及び非常勤（短時間勤務職員）就業規則第72条第3号の規定に基づく停職の期間

(3)　就業規則第32条第1項，非常勤就業規則第41条第1項及び非常勤（短時間勤務職

員）就業規則第40条第1項に規定する育児休業の期間

(4)　就業規則第33条第1項，非常勤就業規則第67条及び非常勤（短時間勤務職員）就業規則第56条に規定する介護休業の期間

(5)　就業規則第33条の2第1項に規定する自己啓発等休業の期間

(6)　育児，介護，疾病等により欠勤した期間。この場合においては，休日を含めて暦日数で計算し，連続して30日を超えた場合に限る。

2　前項第1号から第6号に掲げる期間中については，返還を猶予することができる。

（返還免除及び返還猶予の申請）

第9　要項第10及び申合せ第7第1項，第2項の規定により医学科奨学資金の返還の免除を受けようとする場合は，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還免除申請書（別紙様式第7）及びその理由を証明する書類を，免除を希望する期間の末の月の翌月14日までに学長に提出しなければならない。なお，返還の免除を申し出るには，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還猶予願（別紙様式第8）（以下，「返還猶予願」という。）を，免除を希望する期間が始まった日から起算して14日以内に学長に提出しなければならない。

2　奨学資金の返還の猶予を受けようとする場合は，返還猶予願及びその理由を証明する書類を，その理由が生じた日から14日以内に学長に提出しなければならない。

（返還猶予期間）

第10　要項第10第3項及び本申合せ第7第3項により返還の猶予を受けている期間は，要項第9に規定する返還期間には含まない。

2　前項を除く返還猶予期間中に，要項第9に規定する返還期間の満了を迎える場合には，当該満了を迎える日の属する月の翌月から，返還明細書により届け出た返還方法により返還の債務を終了しなければならない。

（届出）

第11　被貸与者又は連帯保証人は，貸与を受けた医学科奨学資金の返還の債務を終了するまでの間に，次の各号のいずれかに該当する場合には，その旨の届出書をその理由が生じた日から14日以内に学長に提出しなければならない。

(1)　被貸与者又は連帯保証人の住所若しくは氏名に変更が生じたとき　旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金被貸与者等情報変更届（別紙様式第9）

(2)　被貸与者が医学科奨学資金の貸付を受けることを辞退するとき　旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金辞退届（別紙様式第10）

(3)　被貸与者が就業したとき　就業届（別紙様式第11）

(4)　被貸与者が就業先を変更したとき　就業先変更届（別紙様式第12）

(5)　被貸与者が進学したとき　進学届（別紙様式第13）

2　被貸与者が死亡したときは，連帯保証人は速やかに旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金被貸与者死亡届（別紙様式第14）を学長に提出しなければならない。

（現況報告書）

第12　被貸与者は，医学科奨学資金の返還の債務が終了するまで，毎年4月1日における現況を現況報告書（別紙様式第15）により，学長に報告しなければならない。

附　記

この申合せは，令和5年8月1日から実施する。

【改正理由】

申請要件，貸与始期及び返還免除・返還猶予の要件を明確にし，届出様式の整備を図るため，所要の改正を行うものである。

別紙様式第1(第4関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与決定通知書

年　　月　　日

医学科第　　学年

殿

旭川医科大学長　　印

下記のとおり旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の貸与を決定したので通知します。

記

１．貸与額　　月額　　円

２．貸与期間　　年　　月　～　　年　　月

３．その他

１）旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項及び同奨学資金貸与要項に関する申合せの規定を遵守すること。

２）旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与に関する誓約書を本通知発行日から14日以内に提出すること。

以上

別紙様式第2(第5関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与に関する誓約書

年　　月　　日

旭川医科大学長　　殿

私は，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項及び同奨学資金貸与要項に関する申合せを遵守することを誓います。

被貸与者（学生）

学生証番号

氏名　　㊞

住所　〒

電話番号

E-mail

私は，貸与を受ける奨学資金返還の債務については，貸与者と連帯してその責任を負います。

連帯保証人

氏名　　㊞

被貸与者（学生）との続柄

住所　〒

電話番号

E-mail

別紙様式第3(第5関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金口座振込依頼書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者

学生証番号

氏名

住所 〒

電話番号

E-mail

貸与される，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金については，下記の口座に振込みいただくようお願いいたします。

□ゆうちょ銀行を指定する場合

振込先	記号・番号	記号					※	番号（左詰め）							
		1				0									
	口座名義	(漢字・英語等)						(カナ)							

□他の金融機関を指定する場合

振込先	金融機関名称	銀行 信用金庫 信用組合												本店 支店 出張所	
	預金・貯金の種類	□ 普通 □ 当座				銀行コード				支店コード					
	口座名義	(漢字・英語等)						(カナ)							
	口座番号														

記入上の注意

(1)　口座名義および住所は、被貸与者本人のものを記載すること。

(2)　※欄は、通帳に記載のある方のみ記入すること。

(3)　太枠欄は記載しないこと。

以上

収入
印紙

別紙様式第4(第6第1項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金借用証書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者(学生)	学生証番号	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金を借用しました。

ついては，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項及び同奨学資金に関する申合せを遵守し，相違なく返済します。

1　借用金額　　円

2　貸付を受けた期間　　年　　月から　　年　　月まで

(　　年　　月分)

注1　連帯保証人は、申請時と同一とする。

注2　借用金額が下記の区分に該当する収入印紙を右上に貼付し，被貸与者及び連帯保証人の印鑑で割印すること。

(借用金額)	(収入印紙)
10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1千円
100万円を超え500万円以下	2千円

別紙様式第5(第6第1項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還明細書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者(学生)	学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の貸付を受けましたので，次のとおり返還します。

1　返還金額　　総額　　円

年　　月から　　年　　月まで

(　　年　　月分)

2　返還理由　□　卒業　□　退学

□　本奨学資金貸付を辞退

□　その他(　　)

3　返還期間　　年　　月から

年　　月間

年　　月まで

※　返還期間は貸与要項第9に規定する期間は超えられません。

4　返還方法　①　一括払い　　返還予定時期(　　年　　月)

②　分割払い(以下のア～ウのいずれかを○で囲む。)

ア　月賦

イ　半年賦　　返還予定月　　(　　)月と(　　)月

ウ　年賦　　返還予定月　　(　　)月

一回の金額　　円　　返還回数　　回

ただし、最終回　　円

注1　被貸与時以降に改姓した場合は，(　　)書きで旧姓を記載すること。

注2　返還方法については，①又は②を選択して○で囲むこと。

注3　返還手続きについては，別途通知する。

別紙様式第6(第6第2項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還方法変更申請書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者(学生)	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の返還方法を変更したいので，申請いたします。

1　未返還額　　円

2　返還期間　　年　　月から

年　　月間

年　　月まで

※　これまでの返還期間と合わせ，貸与要項第9に規定する期間は超えられません。

3　返還方法　①　一括払い　　返還予定時期(　　年　　月)

②　分割払い(以下のア～ウのいずれかを○で囲む。)

ア　月賦

イ　半年賦　返還予定月　(　　)月と(　　)月

ウ　年賦　返還予定月　(　　)月

一回の金額　　円　返還回数　　回

ただし、最終回　　円

4　変更の理由（具体的かつ明確に記載すること）

注1　被貸与時以降に改姓した場合は，(　　)書きで旧姓を記載すること。

注2　返還方法については，①又は②を選択して○で囲むこと。

注3　返還手続きについては，別途通知する。

別紙様式第7(第9第1項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還免除申請書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者(学生)	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の貸付を受けましたが，次のとおり返還を免除されるよう申請します。

1　借用金額　　円

2　貸付を受けた期間　　年　　月から　　年　　月まで
　　年　　月から　　年　　月まで(　　箇月)

3　免除申請額　　円

4　免除申請理由（具体的に記載すること）

注1　「4　免除申請理由」に係る根拠資料を併せて提出すること。
注2　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。
注3　要項第10第2項に該当する場合は，連帯保証人のみ記載すること。併せて「旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金被貸与者死亡届」(別紙様式第14(第11第2項関係)を提出すること

別紙様式第8(第9第1項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還猶与願

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の貸付を受けましたが，次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

1　未返還額　　円

2　猶予期間　　年　　月　　日から
(　　年　　月間)
年　　月　　日まで

3　猶予申請理由　□本学に就職（貸与要項第10第1項に定める本学における初期臨床研修含む）
□本学大学院へ進学　□病気休職　□育児休業
□介護休業　□自己啓発休業　□停職
□その他(　　)
※証明する書類を併せて提出すること
※医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項に関する申合せ第7第2項第2号により猶予を申し出る場合には，講座等の長の証明（様式任意）を併せて提出すること。

注　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。

別紙様式第9(第11第1項第1号関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金被貸与者等情報変更届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，(　被貸与者　・　連帯保証人　)の(　氏名　・　住所等　)を変更しましたので届け出ます。(※前文の該当する変更事項を○で囲むこと。)

事　　由	新	旧
氏　　名	(ふりがな)	
住　所　等	〒　　― 電話番号(　　)　　― E-mail	
変 更 理 由		

別紙様式第10(第11第1項第2号関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金辞退届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者(学生)	学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金の貸付を辞退したいので，届け出ます。

1　辞退する時期　　年　　月　　日

貸付決定期間　　年　　月から
　　年　　月まで

2　辞 退 理 由（具体的に記入すること）

別紙様式第11(第11第1項第3号関係)

就　　業　　届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との 続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，就業しましたので届け出ます。

1　就　　業　　先　　機関等名

所在地

TEL　　(　　)

2　就業開始年月日　　年　　月　　日

3　添　付　書　類　　在職証明書(本学病院に在職の場合は省略可)

注1　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。

注2　医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項に関する申合せ第7第2項第2号に該当する場合は，その内容についての証明（様式任意、押印必要）を併せて提出すること。

別紙様式第12(第11第1項第4号関係)

就　業　先　変　更　届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との 続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，就業先を変更しましたので届け出ます。

記

1　就業先　施設名

所在地

TEL(　　)　　―

2　就業開始年月日　　年　　月　　日

3　添付書類　　在職証明書(本学病院に在職の場合は省略可能)

注1　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。

注2　医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項に関する申合せ第7第2項第1号のたすき掛け研修に該当する場合は，その内容についての証明（様式任意、押印必要）を併せて提出すること。

別紙様式第13(第11第1項第5号関係)

進　　学　　届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との 続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，進学しましたので届け出ます。

1　進　学　先　施設名

所在地

TEL(　　)　　―

2　就 学 期 間　　年　　月　　～　　年　　月

3　添 付 書 類　　在学証明書(本学大学院に進学の場合は省略可)

注　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。

別紙様式第14(第11第2項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金被貸与者死亡届

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

連帯保証人	
氏名	㊞
被貸与者との続柄	
住所	〒
電話番号	
E-mail	

次のとおり被貸与者が死亡したので届け出ます。

1　被貸与者氏名

(被貸与時学生証番号　　)

2　死亡年月日　　年　　月　　日

3　死亡時就業先又は就学先

施設名

所在地

TEL(　　)　　－

4　貸付を受けた期間　　年　　月から　　年　　月まで

年　　月から　　年　　月まで(　年　月分)

注　死亡の事実を確認できる書類を添付すること。

別紙様式第15(第12関係)

現　況　報　告　書

年　　月　　日

旭川医科大学長　殿

被貸与者	被貸与時 学生証番号	
	氏名	㊞
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
連帯保証人	氏名	㊞
	被貸与者との 続柄	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

次のとおり，　　年4月1日現在の現況を報告します。

1　就業先又は就学先

施設名

所在地

TEL(　　)　　－

2　次のいずれかに該当する場合は，該当項目にチェックすること。

☐病気休職中(　　年　月　日から　　年　　月　　日まで)

☐育児休業中(　　年　月　日から　　年　　月　　日まで)

☐介護休業中(　　年　月　日から　　年　　月　　日まで)

☐自己啓発休業中(　年　月　日から　年　　月　　日まで)

☐停職中(　　年　月　日から　　年　　月　　日まで)

☐その他の理由で休職中(具体的に：　　)

(　　年　月から　年　月まで)

3　現時点における未返還額　　円

注　被貸与時以降に改姓した場合は，(　)書きで旧姓を記載すること。